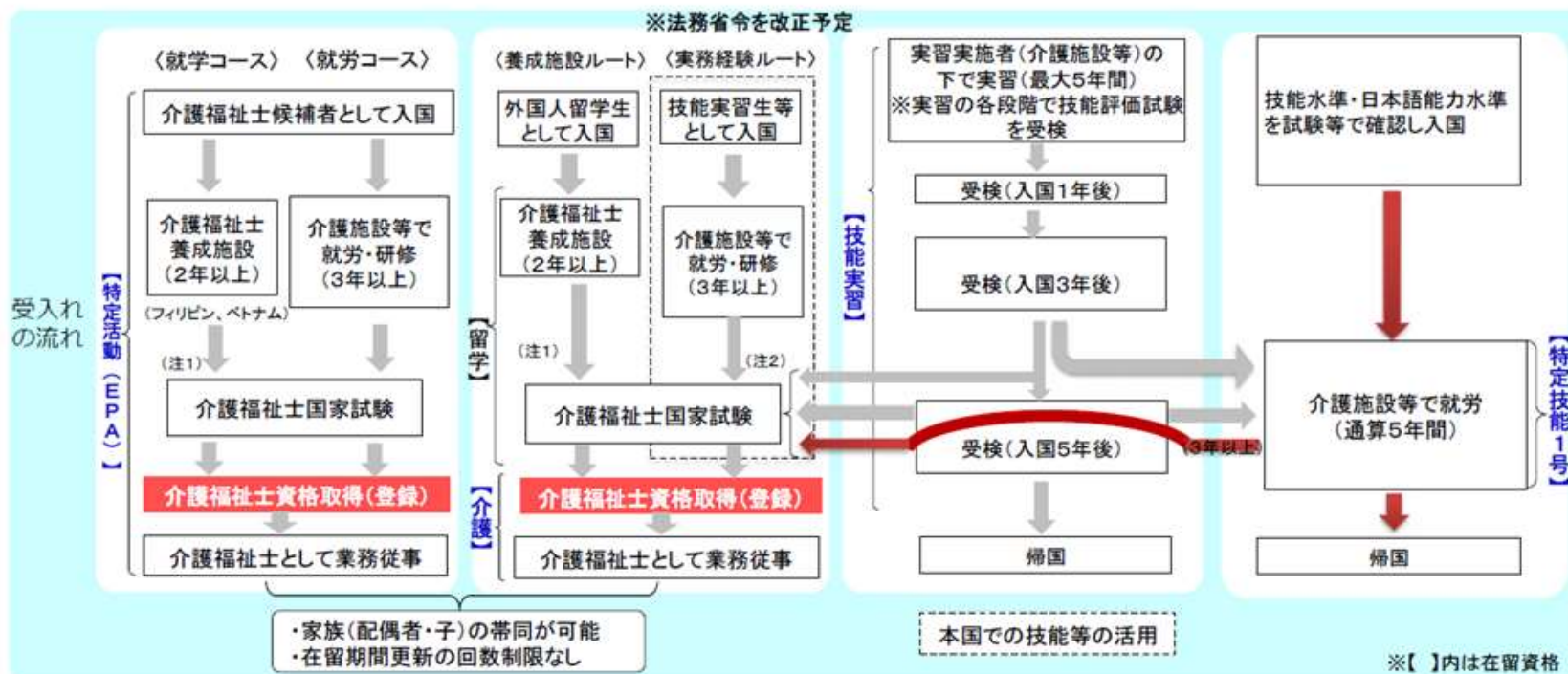


外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン ・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1~)	技能実習 (H29. 11 / 1~)	特定技能1号 (H31. 4 / 1~)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の 外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門 性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。